

過去の「建議」における主な指摘事項（医療関係）について

○ 高齢者の患者負担の見直し

- ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70 歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

○ 保険免責制の導入

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入

○ 食費・ホテルコストの取扱いの見直し

- ・ 療養病床はもとより一般病床に入院する者についても、食費・居住費について原則自己負担化

○ 高額療養費の見直し

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

○ 先発品の保険給付の見直し

- ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

○ 市販類似薬の保険給付の見直し

- ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

介護保険における第1号被保険者に占める認定者の割合

<重度>

(下位5県)

県名	認定率(%)
埼玉県	5.3
千葉県	5.3
愛知県	5.7
茨城県	5.7
奈良県	5.8

〔 2.2%の差
1.42倍 〕

全国平均
6.3%

(上位5県)

県名	認定率(%)
沖縄県	7.5
秋田県	7.5
島根県	7.4
新潟県	7.4
富山県	7.4

<軽度>

(下位5県)

県名	認定率(%)
茨城県	7.6
埼玉県	7.9
山梨県	8.2
千葉県	8.2
静岡県	8.2

〔 6.8%の差
1.89倍 〕

全国平均
10.2%

(上位5県)

県名	認定率(%)
長崎県	14.4
徳島県	14.3
福岡県	12.7
和歌山県	12.3
大阪府	12.3

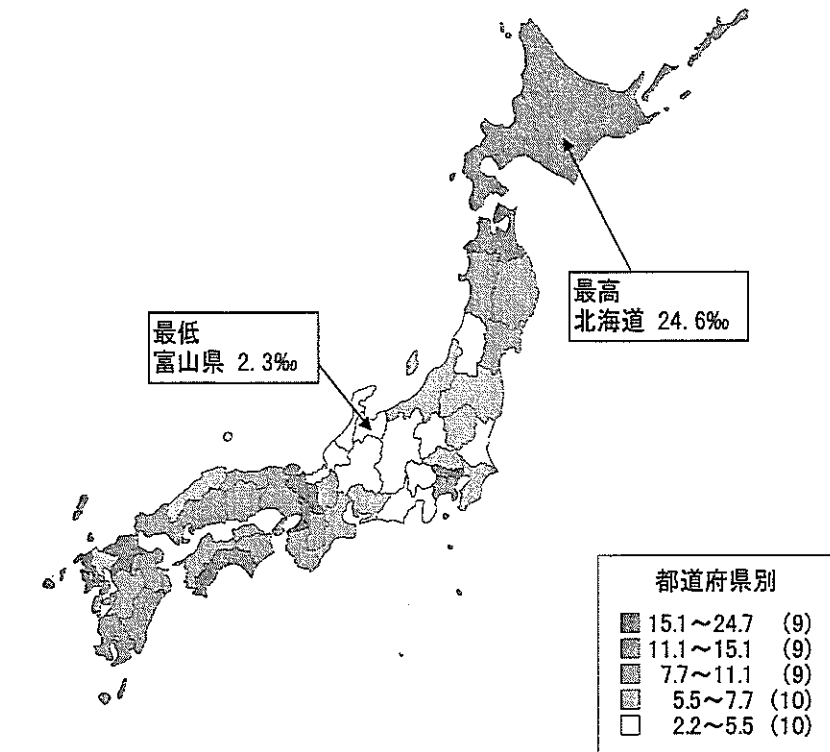
〔資料Ⅱ-1-3〕

都道府県別保護率の状況

17年度 (2005)	
	%
全国	11.6
1 北海道	24.6
2 青森県	16.2
3 岩手県	7.8
4 宮城県	7.8
5 秋田県	11.1
6 山形県	4.2
7 福島県	7.0
8 茨城県	5.4
9 栃木県	6.3
10 群馬県	4.2
11 埼玉県	7.2
12 千葉県	7.6
13 東京都	15.2
14 神奈川県	11.5
15 新潟県	5.5
16 富山県	2.3
17 石川県	4.4
18 福井県	2.6
19 山梨県	3.8
20 長野県	3.2
21 岐阜県	3.1
22 静岡県	4.3
23 愛知県	6.0
24 三重県	6.9
25 滋賀県	5.7
26 京都府	18.8
27 大阪府	24.3
28 兵庫県	14.1
29 奈良県	10.8
30 和歌山県	11.0
31 鳥取県	7.7
32 島根県	5.6
33 岡山県	9.9
34 広島県	11.4
35 山口県	12.2
36 徳島県	14.1
37 香川県	9.3
38 愛媛県	10.6
39 高知県	20.6
40 福岡県	18.3
41 佐賀県	7.0
42 長崎県	15.2
43 熊本県	8.5
44 大分県	13.0
45 宮崎県	11.2
46 鹿児島県	14.3
47 沖縄県	15.1

資料：福祉行政報告例
(平成17年度は速報値)
※各都道府県の保護率は指定都市・中核市を含む数値

地域別にみた保護率(平成17年度)



上位10県・市の状況

順位	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度
1	大阪市 28.2 %	大阪市 31.3 %	大阪市 35.4 %	大阪市 38.1 %	大阪市 40.2 %
2	旭川市 24.6	旭川市 26.4	旭川市 28.4	旭川市 29.5	函館市 38.1
3	高知市 23.7	高知市 25.4	高知市 27.4	高知市 28.1	旭川市 31.9
4	札幌市 22.1	札幌市 23.5	札幌市 25.0	札幌市 26.2	東大阪市 30.1
5	京都市 21.1	神戸市 22.8	神戸市 24.7	神戸市 25.8	高知市 28.5
6	神戸市 20.6	京都市 22.7	京都市 24.2	京都市 25.3	札幌市 26.9
7	福岡県 17.6	堺市 19.3	堺市 21.2	堺市 23.0	神戸市 26.5
8	北海道 17.6	北海道 18.6	北海道 19.7	北海道 20.5	京都市 25.8
9	堺市 17.3	福岡県 18.3	福岡県 19.2	福岡県 19.8	堺市 23.4
10	福岡市 16.3	福岡市 16.9	長崎市 17.8	長崎市 19.6	北海道 21.1

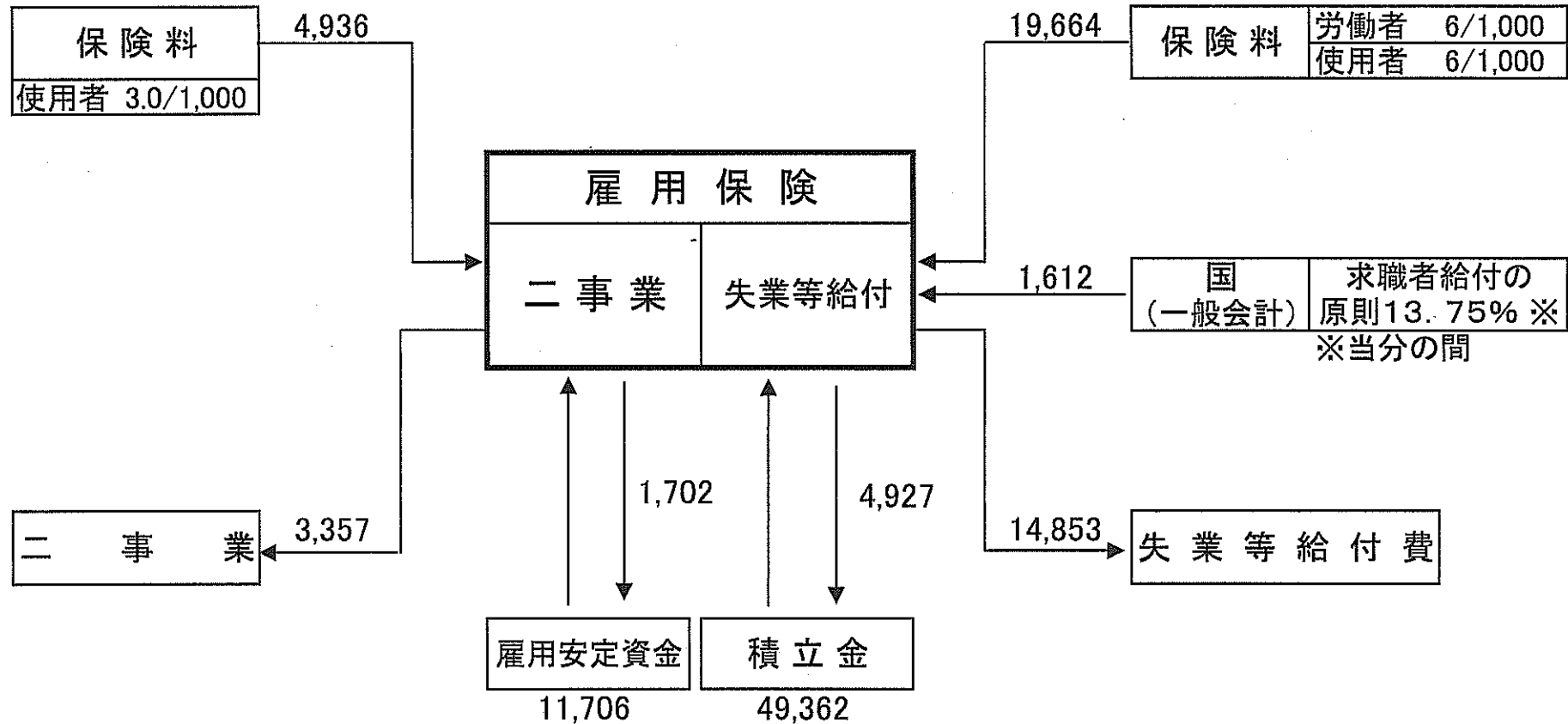
下位10県・市の状況

順位	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度
1	岐阜県 1.5 %	富山県 1.7 %	富山県 1.7 %	富山県 1.7 %	富山県 1.8 %
2	富山県 1.6	岐阜県 1.7	岐阜県 1.8	岐阜県 1.9	岐阜県 2.0
3	愛知県 2.4	愛知県 2.5	岡崎市 2.3	岡崎市 2.4	岡崎市 2.4
4	富山市 2.4	福井県 2.5	福井県 2.6	福井県 2.6	福井県 2.6
5	福井県 2.4	静岡県 2.6	愛知県 2.7	愛知県 2.9	豊田市 2.8
6	静岡県 2.4	長野県 2.7	静岡県 2.8	静岡県 3.0	愛知県 3.0
7	長野県 2.5	富山市 2.7	長野県 2.8	長野県 3.0	富山市 3.1
8	新潟県 2.7	豊田市 2.9	豊田市 2.9	豊田市 3.0	長野県 3.1
9	長野市 2.8	新潟県 3.0	富山市 2.9	富山市 3.2	静岡県 3.3
10	石川県 2.8	長野市 3.0	新潟県 3.3	新潟県 3.4	石川県 3.5

資料：福祉行政報告例
※都道府県(指定都市・中核市を除く)・指定都市・中核市別の保護率

雇用保険制度の概要 (平成20年度予算ベース)

(単位: 億円)



(注1) 失業等給付については、上記のほか、運用収入等として446億円の収入が、業務取扱費、予備費等として1,942億円の支出が予算計上されている。

(注2) 二事業については、上記のほか、運用収入等として123億円の収入が予算計上されている。

地方財政健全化法に基づく各基準

	定 義 (概 要)	早期健全化基準		財政再生基準	
		都道府県	市町村	都道府県	市町村
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額(注1)}}{\text{標準財政規模(注2)}}$	3.75%	11.25 ～15%	5%	20%
連結実質赤字比率	$\frac{\text{全会計を対象とした実質赤字額等}}{\text{標準財政規模}}$	8.75%	16.25 ～20%	15% (注3)	30% (注3)
実質公債費比率 ※ 右記の3カ年平均	$\frac{\text{地方債元利} - \text{元利償還等に充てられる特定財源} - \text{元利償還金等に係る基準償還金等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要算入額}}$	25%		35%	
将来負担比率	$\frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為等に基づく将来の支出予定額等} - \text{地方債現在高等に係る基準財政需要算入見込額等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要算入額}}$	400%	350%		

(注1) 実質赤字額 = 歳入決算総額 - 歳出決算総額 - 翌年度へ繰り越すべき財源

(注2) 標準財政規模 = 標準税収入等 + 普通交付税額

(注3) 連結実質赤字比率に係る財政再生基準は、当初3年間、基準を表記載の値より10%～5%引き上げ。

(注4) 早期健全化基準及び財政再生基準については、2008(平成20)年度決算より各団体に適用される。

＜ 地方における「実質公債費比率」と同様の計算を国において行った場合 ＞
(2004(平成16)～2006(平成18)年度決算の平均値)

〔 試 算 〕

(一般会計国債費
のうち定率繰入以外)

10兆6,362億円

+

(定率繰入額 × 2) ※

7兆4,597億円 × 2

= 80.4%

47兆9,078億円

-

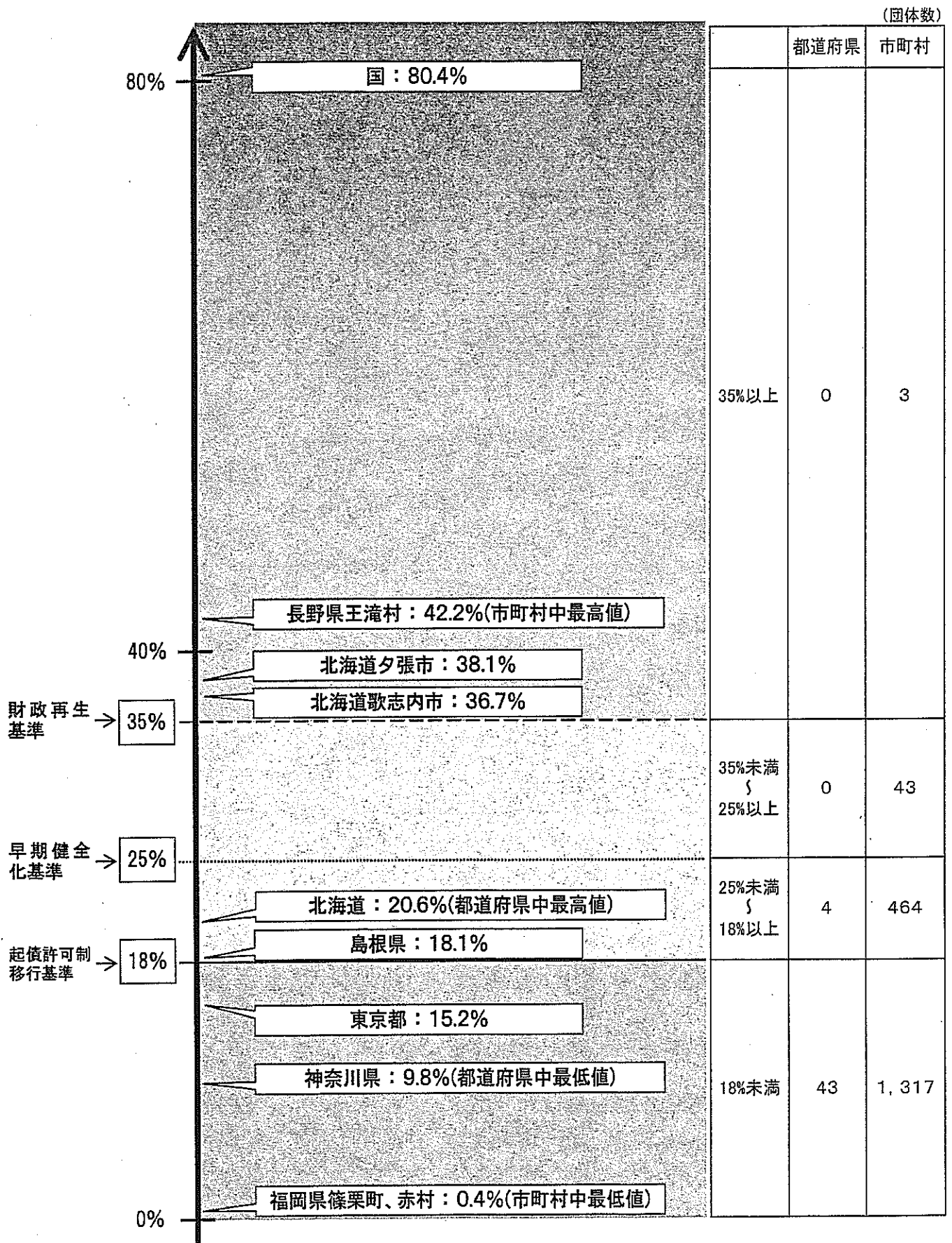
16兆1,216億円

(一般会計税収)

(地方交付税交付金)

※ 定率繰入は60年償還を前提としているが、仮に、実質公債費比率算出上の償還期間である30年に合わせた場合に必要となる定率繰入額

実質公債費比率の比較（国・都道府県・市町村）



※ 数値は、2004(平成16)年度から2006(平成18)年度の3カ年平均。

※ 地方財政健全化法に基づく各措置は、2008(平成20)年度決算から適用となる。

各年代における国債・地方債残高増▲減額の推移

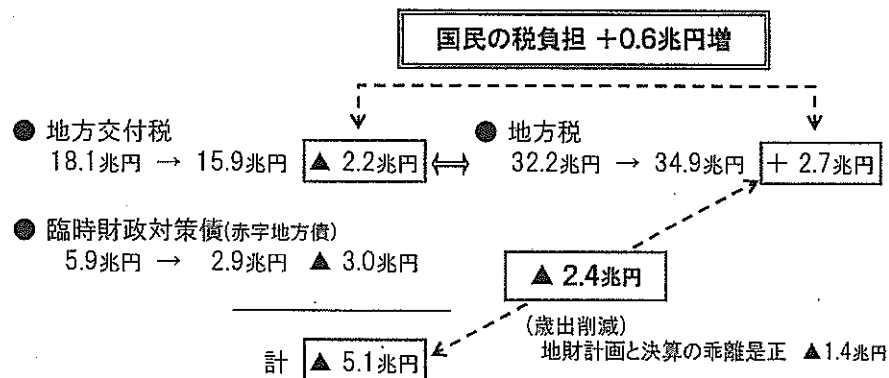
(単位 兆円)

A B		国(普通国債)			地方(普通会計債)			国・地方 合計 C1+C2
		A	B	増▲減 C1=B-A	A	B	増▲減 C2=B-A	
1960年代(1959年度末 → 1969年度末)		-	2.5	+ 2.5 (57.3%)	0.7	2.5	+ 1.8 (42.7%)	+ 4.3
1970年代(1969年度末 → 1979年度末)		2.5	56.3	+ 53.8 (69.5%)	2.5	26.1	+ 23.7 (30.5%)	+ 77.4
1980年代(1979年度末 → 1989年度末)		56.3	160.9	+ 104.7 (81.3%)	26.1	50.3	+ 24.1 (18.7%)	+ 128.8
1990年代(1989年度末 → 1999年度末)		160.9	331.7	+ 170.8 (69.4%)	50.3	125.6	+ 75.3 (30.6%)	+ 246.1
2000年代(1999年度末 → 2008年度末)		331.7	553.3	+ 221.6 (95.1%)	125.6	137.1	+ 11.5 (4.9%)	+ 233.2

※ 各年度の残高は、2008年度末(見込み)を除き実績の額である。また、増▲減欄下段()書は各年代におけるそれぞれのシェアである。

(2003年度) (2006年度)
平成15年度 ⇒ 平成18年度〔三位一体改革期間中〕
(直近の地方税収最低時)

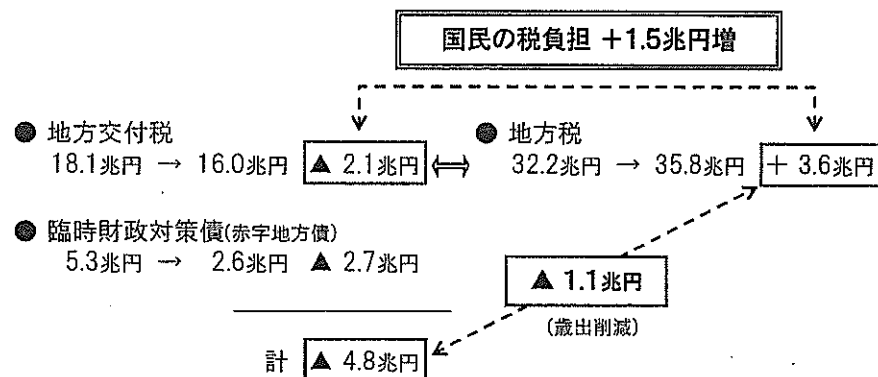
計
画
ベ
ー
ス



地方交付税の減は地方税の増でカバー。
赤字地方債の減は歳出削減(主として決算乖離是正)でカバー。

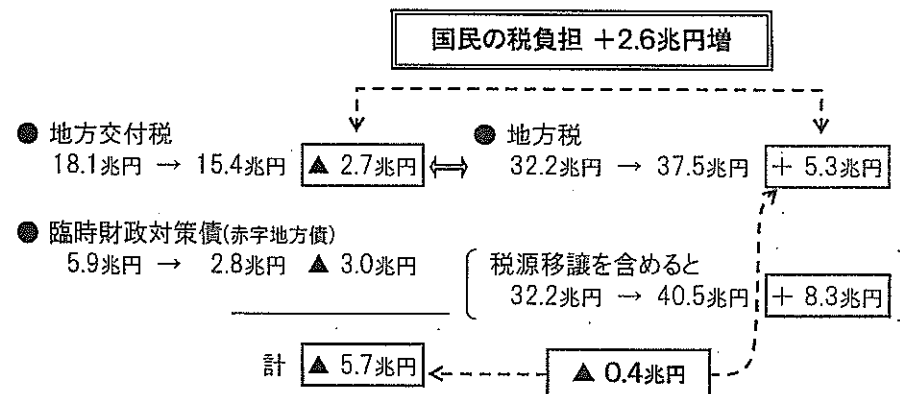
決
算
ベ
ー
ス

(※) 2008年度は計画ベース



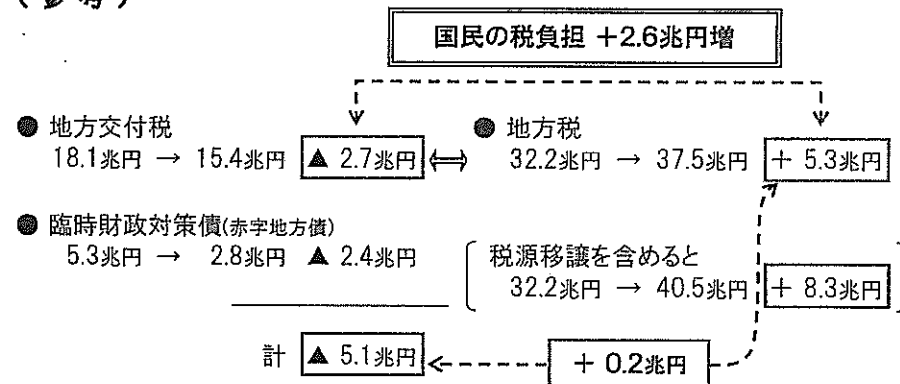
地方交付税の減に加え、赤字地方債の減の半分以上を地方税の増でカバー。
残余(減収額全体の2割程度)を歳出削減でカバー。

(2003年度) (2008年度)
平成15年度 ⇒ 平成20年度



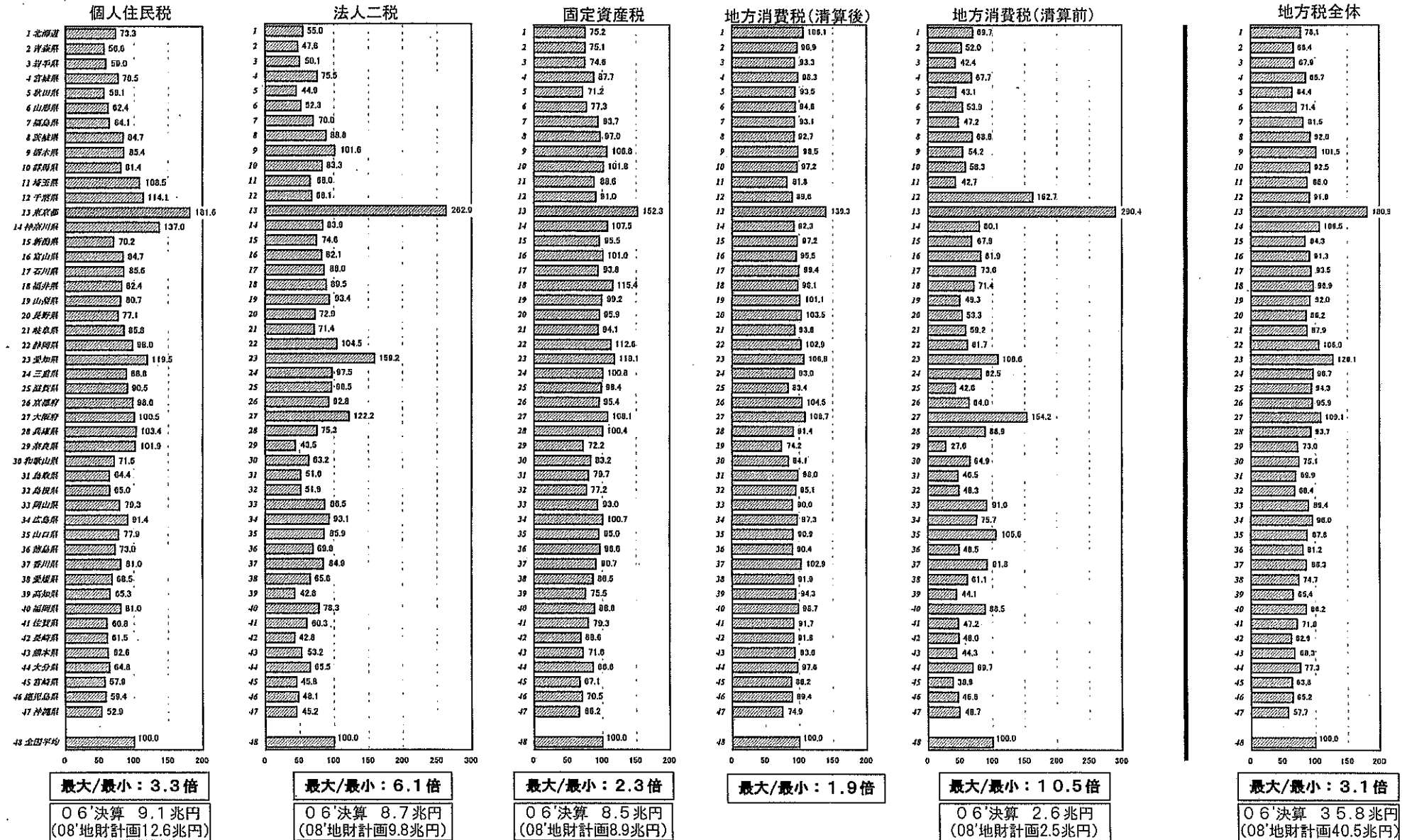
地方交付税の減のみならず、赤字地方債の減も地方税の増でカバー。

(参考)



〔資料Ⅱ-2-4〕

地方税(2006年度決算)の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1) 個人住民税の税収額には、配当割、株式等譲渡所得割、利子割を含む。
 (注2) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。
 (注3) 人口については、2007(平成19)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 (備考) 2006(平成18)年度決算額(超過課税を除く)により作成。

地域間清算総額 5,673億円(税収の約22%)
 (6都道府県→41都道府県)

地域間清算システムの導入により、
 税源の偏在性の緩和の効果

平成 20 年度税制改正の要綱（抜粋）

〔平成 20 年 1 月 11 日
閣 議 決 定〕

八 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

《 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要 》

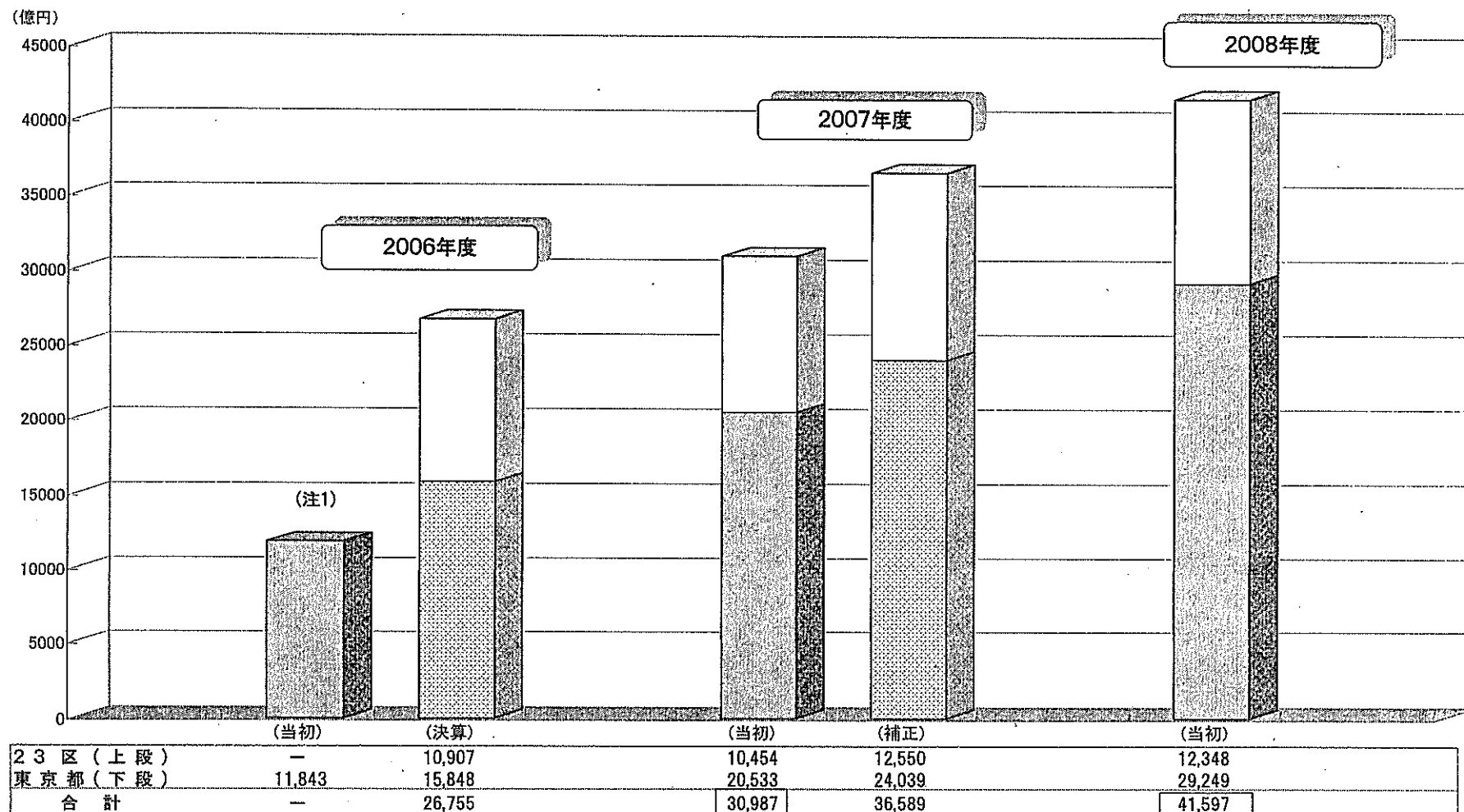
1. 地方法人特別税

- ① 法人事業税(所得割・収入割)の一部(2.6兆円)を分離し、地方法人特別税(国税)とする
- ② 地方法人特別税の課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)とする
- ③ 地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が行う
- ④ 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用する

2. 地方法人特別譲与税

- ① 地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与する
- ② 譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)とする
(注)今回の改正による減収額が、財源超過額の1/2を超える場合、減収額の1/2を限度として、当該超える額を譲与額に加算する。
- ③ 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与する

東京都及び23区の積立基金残高推移



出典：地方財政統計年報、財団法人特別区協議会及び各団体のHP等による。
 (注1) 2006年度当初予算ベースの23区における積立金額は公表データが確認できなかったため記載していない。
 (注2) 「積立基金残高」とは、財政調整基金、減価基金及びその他特定目的基金の残高合計額。

+1兆610億円

東京都 23 区の子育て等に関する上乗せ施策の例（各区 HP 等より）

児童手当の上乗せ : 5区(千代田、中央、新宿、品川、江戸川)で実施

国の制度	小学校6年生まで	所得制限 有	《月額》 第1子、第2子:5,000円 第3子以降:10,000円 (※ 0歳から3歳未満:一律10,000円)
千代田区	高校3年生まで	所得制限 無	

子供の医療費無料化 : 23区全てで実施(所得制限無し)

国の医療保険制度	0歳～小学校入学前まで2割負担、小学生以上3割負担(20年4月より)
23区	15歳まで自己負担無し

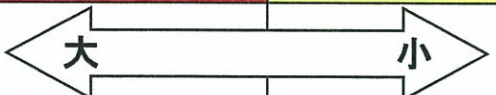
(注) 江戸川区:20年4月より自己負担分全額を助成。(同年3月までは、中学生の通院の場合、自己負担2割(1割を区が助成)。)

東京都 23 区の福祉等に係る上乗せ施策の例(児童手当・子供の医療費以外)

施策		実施区・事業内容(例示)
子育て	出産祝金等	中央:出産時に区内買物券(3万円) 江東:第2子以降出産時に区内買物券(2万円) 渋谷:妊娠時に助成金(5万円) 練馬:第3子以降出産時に祝金(20万円)
	誕生記念品	新宿:誕生祝品及び誕生記念樹 中央:誕生記念樹
	タクシー券	中央:妊娠時(3万円分) 荒川:3歳未満双子以上(2万円分)
	施設等利用券	杉並:保育等の施設利用券(0~2歳:年6万円、3~5歳:年3万円)
	買物券	文京:子供1人(小学校6年生まで)につき区内買物券(5千円)
高齢者	高齢者入院時助成	千代田:75歳以上高齢者の入院時経費助成(月額2万円以内(年額10万円まで)) ※ 助成対象:電気器具、下着、タオル、日用品類等
	敬老祝金	千代田:75歳、77歳、80歳、85歳、88歳の各年齢及び90歳以上毎年(1~6万円)
	敬老買物券	中央:70歳以上毎年(3千円~2万円分共通買物券) ※ 77歳及び88歳にはプラスすし券5千円分
その他	プレミアム付買物券	中央:区内中小小売店での共通買物券販売(1万1千円分を1万円で販売)
	結婚サポート	品川:区選定業者による結婚相談・めぐり合いの機会の提供

(出典) 各区のHP等より。

地方税財源の種類と特徴（基本的イメージ）

税財源 の種類	地方消費税 以外の地方税 〔地方法人特別税 相当額(平年度) を除いた場合〕	地方消費税	地方法人 特別譲与税 ¹	地方法人特別譲与税 以外の地方譲与税 〔地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税〕	地方交付税
金額	38.0兆円 〔35.4兆円〕	2.5兆円	[2.6兆円] 5.8兆円	0.7兆円	15.4兆円
国税／地方税	地方税	地方税	国税	国税	国税
賦課徴収主体	地方	国	地方	国	国
課税自主権	有 ²	無	無	無	無
財源の帰属	賦課・徴収した各 自治体の収入 ^{3,4}	機械的基準により 自治体間で清算 ⁵ (不交付団体にも帰属)	機械的基準により 各自治体に譲与 (不交付団体にも帰属)	機械的基準により 各自治体に譲与 (不交付団体にも帰属)	標準的歳出を賄え るよう税収等財源 不足に応じて交付
税収格差					(逆格差)

計
56.6兆円

〔注1〕 地方法人特別譲与税は、2009(平成21)年度から譲与が開始される。

〔注2〕 地方消費税以外の地方税の中には、自治体が自主的に税率を定められない一定税率によるものもある。

〔注3〕 個人住民税の一部(利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税については、都道府県税として都道府県が賦課・徴収し、徴収額の一部を税交付金として市町村に交付。

〔注4〕 個人住民税は、市町村が賦課徴収し、都道府県分の徴収金を都道府県に払込。

〔注5〕 都道府県間での清算後の地方消費税の1/2について、地方消費税交付金として都道府県から市町村に交付。

